

企業年金ノート

目次
公認会計士協会の「退職給付会計に関する実務指針（公開草案）」について



公認会計士協会の「退職給付会計に関する実務指針（公開草案）」について

1. はじめに

昨年6月16日に企業会計審議会が公表した「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づき、実務指針の策定に向けて検討を行ってきた日本公認会計士協会から8月2日、「実務指針の公開草案」が発表されました。

今回の公開草案は、本年1月19日に発表された「実務指針に関する論点整理」（企業年金ノートNo.370ご参照）をベースに外部意見等を踏まえて検討したものであり、論点整理よりも具体的かつ詳細なものとなっています。

今後は、公開草案に対する外部からの意見を募集してさらに検討を行い、9月の中旬に正式な実務指針が決定する見込みです。

今月号では、公開草案の主なポイントに加え、論点整理との相違点等もまじえながら、解説を行うこととします。

2. 公開草案のポイント

公開草案の記載項目をポイントごとに整理したものが別添の【表1】です。さらに、1月の論点整理と今回の公開草案との相違点を比較したものが【表2】となっています。ここでは、論点整理と比較して、大幅に内容が変更されたり、付け加えが行われた主要な項目について解説することとします。

貸借対照表前のデータの利用

退職給付債務の計算は、貸借対照表日現在のデータを用いて計算することが原則ですが、実務上は計算にある程度の期間を要することなどから、貸借対照表日のおおむね1年前までの一定日（以下「データ等の基準日」）において退職給付債務を計算することができるとされました。ただし、この場合は、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間（以下「調整期間」）における退職給付債務等の増減について、合理的な調整を行う必要があるとされています。

調整方法として、次の2通りの方法が例示されています。

データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日としている場合
調整期間中に発生する勤務費用、利息費用及び給付支払額を用いて調整する。（3頁【図1】ご参照）
データ等の基準日のうち、退職給付債務の評価基準日は貸借対照表日としている場合
退職給付債務の評価自体は貸借対照表日で行われているため、調整期間中に異動のあった従業員データに係る退職給付債務等のみを補正することにより調整する。（3頁【図2】ご参照）

（ ）「データ等の基準日」には、従業員等のデータ基準日、調整前の退職給付債務の評価基準日の2つがあります。

小規模企業の範囲と簡便法の適用

論点整理では「従業員300人未満の企業を小規模企業と定義し、簡便法の適用を可とする」としていましたが、実務指針ではさらに「従業員数が300人以上でも、数理計算の結果に一定の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法によることができる」と明記されました。これは、300人による区分は絶対的なものではなく、従業員数が300人以上であっても年齢や勤続年数に偏りがある場合は、数理計算結果に信頼性の得られないケースもあるという判断から加えられたものです。

また、論点整理では「株式公開企業、及び、

連結子会社は、本則による計算方法を原則とする」としていましたが、実務指針では株式公開企業についての記述を削除し、「連結子会社であっても小規模企業に該当するときは、連結決算上、簡便法によることができる」と改められました。

なお、これら簡便法の適用の判断について、複数の退職給付制度を有する場合は、制度毎に判定するとされています。例えば、親会社と同一の連合型厚生年金基金に加入している連結子会社の場合には、小規模企業等に該当する場合でも、親会社による一括決算という実務上の理由から原則法の計算方法によるケースがあると

【表2】公認会計士協会「退職給付会計に関する実務指針の論点整理と公開草案」の相違点

項目	論点	内容
1. 退職給付債務	(1) 計算手法	・退職給付見込額のうち期末までの発生額の見積り額の基準にポイント基準が追加された。
	(2) 役員の退職慰労金	・「厚生年金基金の役員部分は代行部分か否かにかかわらず、区分計算を要しない」取扱いとなった。
2. 勤務費用	(1) 計算手法	・勤務費用の計算方法が追加された。
3. 年金資産	(1) 信託を用いる場合	・一定の要件を満たす信託設定による退職給付に充てるために積み立てる資産が年金資産に該当する旨明記された。
4. 貸借対照表日前のデータの利用		・データ等の基準日は、貸借対照表日の概ね1年前までの一定日とすることができる。
5. 予測数値	(1) 予定昇給率	・ベース・アップは、確実かつ合理的に推定できる場合以外は、予定昇給率の算定には含めない。(実際のペアによる影響額は、「数理計算上の差異」となる)
6. 過去勤務債務・数理計算上の差異	(1) 平均残存勤務期間の算定方法	・平均残存勤務期間の計算例が追加された。 ・「実務上は標準的な退職年齢から貸借対照日現在の平均年齢を控除して算定する方法も認められる」取扱いとなった。
7. 小規模企業等における簡便法	(1) 小規模企業の範囲と簡便法の適用	・「株式公開企業は本則による計算方法を行う」が削除された。 ・「従業員数が300人以上でも、数理計算の結果に一定の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法によることができる」取扱いとなった。 ・「連結子会社であっても小規模企業に該当するときには、連結決算上、簡便法によることができる」取扱いとなった。
	(2) 退職給付債務の計算方法	・「年齢又は残存勤務年数別に退職時の給付額を見積もり、期間按分及び割引計算を行う方法」が削除された。 ・退職一時金制度、企業年金制度それぞれについて計算方法が提案された。
	(3) 退職給付費用の計算方法	・退職一時金制度に係る当期退職給付額も費用計算に含める旨明記された。
8. 退職給付信託の取扱い		・退職給付信託を設定する場合の詳細な取扱いにつき明記された。
9. 厚生年金基金の代行部分の取扱い		・「厚生年金基金の代行部分を退職給付会計基準で定める退職給付の対象外にする」取扱いとなった。

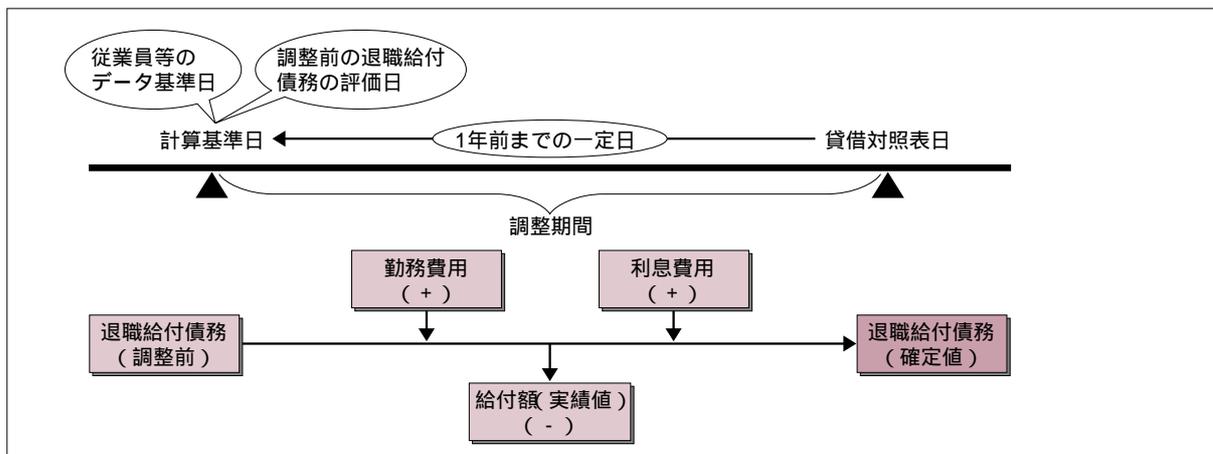
考えられます。この場合においても、簡便法の適用の判断は制度ごとに行われるため、連結子会社が連合型厚生年金基金制度の他に退職一時金制度等を有する場合の当該他の制度については簡便法によることができると解釈されます。

年齢又は残存勤務年数別に退職時の給付額を見積もり、期間按分及び割引計算を行う方法
 新会計基準導入時に退職給付債務と要支給額との比を求め、期末要支給額に乗じる方法
 公認会計士協会が表形式で提供する指数を期末要支給額に乗じる方法

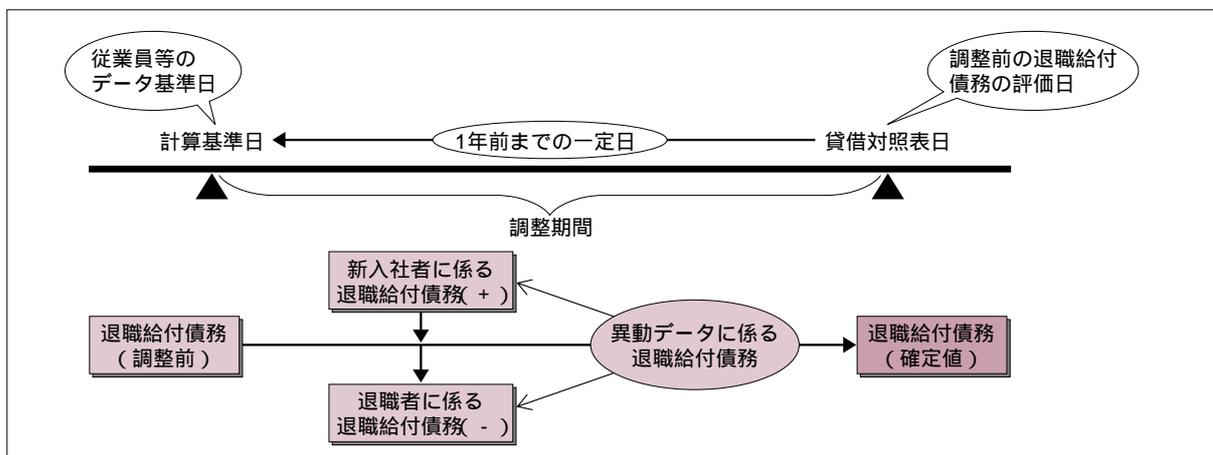
簡便法に基づく退職給付債務の計算方法
 論点整理では、簡便法として次の ~ のうち、各企業の実態から合理的と判断される方法を適用するとされていました。

しかし、実務指針では、上記の方法が削除され、さらに退職一時金制度、企業年金制度のそれぞれについて簡便法が例示されました。とくに、退職一時金制度については「期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法」、企業

【図1】データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日としている場合



【図2】データ等の基準日のうち、退職給付債務の評価基準日は貸借対照表日としている場合



（注1）調整期間中の新入社員に係る補正の影響が軽微であると考えられる場合は、退職者に係る異動データのみによって調整することができる。また、当該者に係る退職給付債務として給付支払額の実績を用いることができる。
 （注2）さらに、調整期間中に予定されている定年退職者等については事前に除外しておく方法も考えられる。

年金制度については「直近の財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法」といった非常に簡便な方法が認められています。

退職給付信託の取扱い

退職給付に充てるために設定する信託資産（退職給付信託）が一定の要件を満たす場合は、年金資産とみなすことが明記されました。対象資産については、「会計上の直接の問題ではない」としながらも、「一般に有価証券等、時価の算定が客観的かつ容易であり、換金性の高い資産が求められる。従って、土地等の固定資産については、拠出対象資産とすることが難しい。」と付記されました。

退職給付会計基準の適用初年度前に退職給付信託へ拠出した場合は、適用初年度の期首日に拠出したものとみなし、資産の時価評価も期首日となります。また、拠出が遅れた場合でも、適用初年度の6ヶ月前までに拠出した場合は、期首日に拠出したものとみなされますが、資産の時価評価は拠出日となります。いずれの場合も、時価評価した拠出額と同額が期首日における一時費用として処理されるため、会計基準変更時差異の費用負担の削減につながるものと考えられます。

さらに、退職給付信託に拠出した資産が子会社株式の場合の取扱いも付記されました。子会社株式は連結決算上、子会社の資本と親会社の投資勘定が相殺される（＝連結財務諸表上に子会社株式は存在しない）ため、連結対象の子会社株式を信託した場合には、連結決算上の積立

不足の削減にはつながりません。

（注）関連会社株式は、連結決算上の積立不足対策に利用できます。

厚生年金基金の代行部分の取扱い

企業会計審議会の意見書では、代行部分で発生する過去勤務債務等を母体企業が全額負担していることが多いことなどの理由から、「代行部分も退職給付債務の計算対象とする」とされています。しかし、公開草案では、厚生年金保険法の改正により、免除保険料率及び最低責任準備金の凍結が実施されれば、代行部分の追加負担は発生しないと考えられることから、「代行部分は退職給付の対象外にする取扱いが妥当」とされました。

3. 今後のスケジュール

退職給付会計基準の検討に関するこれまでの経緯および今後のスケジュールは、次のとおりです。

10年 6月 16日	企業会計審議会の「意見書」公表 （検討期間）
11年 1月 19日 ～ 2月 28日	公認会計士協会の「論点整理」公表 論点整理に対する外部意見の募集 （検討期間）
11年 8月 2日 ～ 8月 20日	公認会計士協会が実務指針（公開草案）を公表 公開草案に対する外部意見の募集 （検討期間）
11年 9月 7日 12年 4月 1日～	公認会計士協会の「実務指針」の最終決定 退職給付に関する会計基準（新会計基準）の実施

来月号では、最終決定された実務指針の最新情報についてお伝えする予定です。

企業年金ノート No.377

平成 11年 9月 大和銀行発行

年金・法人信託企画部

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL 06(6268)1810

年金・法人信託企画部(東京)

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03(5202)5415

大和銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.daiwabank.co.jp/>】

大和銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「ダイワ企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金・法人信託企画部までお問い合わせ下さい。(TEL 06(6268)1810)

【表1】公認会計士協会「退職給付会計に関する実務指針（公開草案）」のポイント

平成11年8月2日現在

項目	論点	内容
1. 退職給付債務	(1) 計算法	<ul style="list-style-type: none"> 以下の手順により計算する。 (ア)退職給付見込額 ・ 予想退職時期ごとに、従業員に支給される一時金見込額及び退職時点における年金現価の見込額に退職率・死亡率を加味して計算する。 (注1)退職事由や支給方法(一時金、年金)により給付率が異なる場合は、原則、その発生確率を加味する。(注2)受給権の発生していない従業員も計算対象とする。 (イ)退職給付見込額のうち期末までの発生額 ・ 次のいずれかの方法を用いて、各期の発生額を見積もり、期末までの分を合計する。 期間基準(ア)÷全勤務期間) 原則、これを使用する。 給与基準(ア)×各期の給与額÷全勤務期間の給与総支給額) 各期の給与額に各期の労働の対価が合理的に反映される場合は可 支給倍率基準(ア)×各期の支給倍率の増加÷全勤務期間の支給倍率) 支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映している場合は可 ポイント基準(ア)×各期のポイント÷全勤務期間のポイント) ポイント制を採用している場合で、そのポイントの増加が各期の労働の対価を合理的に反映している場合は可 (ウ)退職給付債務 ・ 退職給付見込額のうち期末までの発生額を一定の割引率を用いて、それぞれの残存勤務期間にわたって現在価値に割り引いた金額を合計する。
	(2) 役員の退職慰労金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付会計基準の対象ではない。ただし、厚生年金基金制度に含まれる役員部分は重要性を考慮し、従業員部分と区分して計算する必要はない。
	(3) 計算におけるグルーピング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算するが、他の「合理的な計算法」を用いることもできる。 従業員を年齢、勤続年数、残存勤務期間及び職系(人事コース)等によりグループ分けし、当該グループの標準的な数値を用いて計算する方法。 (注1)「合理的」とは、個々の従業員ごとに計算した場合と退職給付債務額に重要な差異がないことを意味する。 (注2)当該グループの「標準的な数値」は、実績等に基づき合理的に設定する。年数によりグループ分けを行う場合は概ね1年を基準とする。
2. 勤務費用	(1) 計算法	<ul style="list-style-type: none"> 以下の手順により計算する。 (ア)退職給付見込額 退職給付債務の計算と同様 (イ)退職給付見込額のうち当期において発生すると認められる額 退職給付債務の計算と同様 (ウ)勤務費用 予想退職時期毎の(イ)の額を、一定の割引率を用いて残存勤務期間にわたって現在価値に割り引いた金額を合計する。 ・ 通常は期首時点で当期の勤務費用を計算する手法が用いられる。ただし、期末時点で当期の勤務費用を計算する手法を用いることもできる。
3. 年金資産	(1) 意義、範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられている資産をいう。(=厚生年金基金制度、適格年金制度における資産) ・ 特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約(退職金規程等)に基づき、～の全ての要件を満たした特定の資産は年金資産とする。 <ul style="list-style-type: none"> 退職給付以外に使用できないこと 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等、事業主の受給者等に対する詐害行為が禁止されていること 資産を事業主の他の資産と交換できないこと ・ 厚生年金基金制度の業務経理は含まない。年金制度において計上されている未収掛金も含まれない。 ・ 適格年金制度の剰余金は、事業主に返還されるまでは当該年金資産に含まれる。
	(2) 評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末における公正な評価額により計算する(=時価)。 ・ 厚生年金基金制度における数理的評価額は、使用できない。
	(3) 信託を用いる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託を用いる場合、退職給付に充てるために積み立てる資産は、次の要件を満たす場合、年金資産に該当する。 退職金規程等により確認できること……当該信託と退職給付債務との対応を明確にする 信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託……信託財産を複数の退職給付に充てる場合、支払対象となる退職給付、処理方法の明確化が必要 事業主からの法的な分離、事業主への返還や詐害行為の禁止……倒産時に債権者に対抗し、財産処分が可能な仕組みが必要 信託財産の管理・運用・処分は、受託者が信託契約に基づいて行う……信託財産の所有権は受託者へ移転する(信託財産が株式の場合、名義は受託者へ)等
4. 貸借対照表日 前のデータの 利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表日における退職給付債務は、原則、貸借対照表日現在のデータ及び基礎率を用いて計算する。 ・ しかし、貸借対照表日前の一定日における退職給付債務を計算することも認められる。 (注)データ等の基準日は、每期継続して使用することを前提に、貸借対照表日の概ね1年前までの一定日とすることができる。

項目	論点	内容
5. 予測数値	(1) 割引率	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全性の高い長期の債券の利回り」を基礎として決定する。(長期の国債、政府機関債、格付機関よりダブルA格相当以上を得ている社債等) (注)「長期とは」...原則、退職給付の見込支払日までの平均期間(実務上は、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基に決定できる) ・一定期間(概ね5年以内)の債券の利回り変動を考慮して決定できる。(注)一定期間の平均値でなく、一定期間の変動を踏まえた将来の適正な率を選定。
	(2) 期待運用収益率	<ul style="list-style-type: none"> ・保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、将来の運用方針、市場動向等を考慮して決定する。
	(3) 退職率	<ul style="list-style-type: none"> ・異常値(リストラに伴う大量解雇等)を除いた過去の実績に基づき、合理的に算定しなければならない。 ・原則、個別企業ごとに算定する。(連合基金等、勤務環境が類似する企業集団の場合は、当該集団の退職率を用いることができる)
	(4) 死亡率	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、年齢ごとの死亡率を使用する。(事業主の所在国における全人口の生命統計表を基に合理的に算定する)
	(5) 予定昇給率	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付額が給与に比例して定められている退職給付制度の場合、昇給率を反映して将来の退職給付見込額を計算する。(ポイントにより算定する場合も含む) ・確実に見込まれるものを合理的に推定して算定する。(個別企業における給与規程、平均給与の実態分布、過去の昇給実績等に基づく) (注)過去の昇給実績は、過去の実績に含まれる異常値(急激なインフレによる給与テーブルの改訂等)を除き、確実かつ合理的な要因のみを用いる必要がある。 ・ベース・アップは、確実かつ合理的に推定できる場合以外は、予定昇給率の算定には含まない。(実際のベアによる影響額は、「数理計算上の差異」となる) ・原則、個別企業ごとに算定する。(連合基金等、給与規程・平均給与の実態等が類似する企業集団の場合は、当該集団の予定昇給率を用いることができる)
	(6) 予定退職金加算	<ul style="list-style-type: none"> ・一定要件を満たした場合に加算される給付金は、一定要件を満たすことが合理的に予測できる場合には退職給付見込額の見積に含める。(ex.年齢加算金等)
6. 基礎率の重要性の判定方法	(1) 割引率変更の要否	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度において割引率を再検討し、その変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合は、再計算が必要。 (前期末に用いた割引率による退職給付債務に比し、再検討後の割引率による退職給付債務が、10%以上変動すると推定される場合)
	(2) 期待運用収益率変更の要否	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度における運用収益の実績等に基づいて再検討し、当期損益に重要な影響があると認められる場合は、見直す。
	(3) その他の基礎率変更の要否	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の基礎率(昇給率、退職率等)の重要性の判断に当たっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各基礎率を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる。 ・企業年金制度の財政再計算時の基礎率の見直しは、退職給付債務の計算に反映する必要がある。
7. 複数制度における基礎率		<ul style="list-style-type: none"> ・同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各基礎率は、同一でなければならない。 (ただし、年金資産のポートフォリオ又は運用方針等が異なる場合の期待運用収益率及び残存勤務期間等、退職給付制度ごとに異なる基礎率を採用することに合理的な理由がある場合を除く。)
8. 過去勤務債務・数理計算上の差異	(1) 過去勤務債務の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分。(=改訂前の退職給付債務と改定後の退職給付債務の改訂時点における差額) (注)「等」には、初めて退職給付制度を導入した場合で、給付計算対象が現存する従業員の過年度の勤務期間にも及ぶときが含まれる。
	(2) 数理計算上の差異の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異及び退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更により発生した差異
	(3) 平均残存勤務期間の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、退職率と死亡率を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定する。 (注1)実務上は標準的な退職年齢から貸借対照日現在の平均年齢を控除して算定する方法も認められる。 (注2)原則、毎年度末に算定する。また、従業員の退職状況に大きな変化がみられない場合は、直近時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできる。 (注3)平均残存勤務期間が大幅に変動した場合、企業年金制度の財政再計算時に基礎率を見直した場合は、平均残存勤務期間の見直しを行わねばならない。
	(4) 費用処理年数	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、各年度の発生額を平均残存勤務期間内の一定年数で按分した額を每期費用処理する。 (注)過去勤務債務と数理計算上の差異の費用処理年数は、それぞれ別個に設定することができる。
	(5) 費用処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定額法()又は定率法()が認められるが、原則として、定額法で費用処理する。 定額法:各年度の発生額について、発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間内の一定の年数で按分する方法 定率法:未認識過去勤務債務残高及び未認識数理計算上の差異残高の一定割合を費用処理する方法 (注1)退職金規程等の改訂による過去勤務債務が頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましい。 (注2)定額法と定率法は選択適用できるが、いったん採用した費用処理方法は継続的に適用しなければならない。

項目	論点	内容
8. 過去勤務債務・数理計算上の差異	(6) 定率法による費用処理	<ul style="list-style-type: none"> 定率法では、未認識過去勤務債務又は未認識数理計算上の差異合計残高に一定年数に基づく定率を乗じた金額が当年度の費用処理額となる。 (注)一定年数に基づく定率は、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理期間内で、当該差異の概ね90%が費用処理されるように決定する。 費用処理期間5年の定率は0.369、10年の定率は0.206となる。
	(7) 費用処理年数の変更	<ul style="list-style-type: none"> 費用処理年数は、発生した年度の平均残存勤務期間内の一定の年数を継続的に適用する必要がある。(変更する場合には、合理的な理由が必要となる。)
	(8) 平均残存勤務期間を費用処理年数として採用する場合の変更	<ul style="list-style-type: none"> 平均残存勤務期間が短縮(延長)したことにより、従来の費用処理年数を下回る(上回る)こととなった場合は、費用処理期間を短縮(延長)する必要が生じる。 (1) 定率法による場合の費用処理年数の短縮 <ul style="list-style-type: none"> 未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高は「短縮後の平均残存勤務期間 - 既経過期間」にわたって費用処理する。 (なお、「短縮後の平均残存勤務期間 - 既経過期間」がゼロ又はマイナスとなる場合は、当期に残高の全てを一括費用処理する。) (2) 定率法による場合の費用処理年数の短縮 <ul style="list-style-type: none"> 未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高に、短縮後の費用処理年数に基づく定率を乗じた額を費用処理する。 (3) 費用処理年数の延長(定額法、定率法とも) <ul style="list-style-type: none"> 未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用し、変更後の費用処理年数は当年度発生した過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理から適用する。
	(9) 年金資産が企業年金制度の退職給付債務を超える場合の資産の未認識	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産が退職給付債務を超過することとなる原因には、次の ~ が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過する場合等、数理計算上の差異の発生による退職給付債務の減少又は年金資産の増加 退職給付水準の引下げによる退職給付債務の減少(過去勤務債務の発生) 財政計算による年金掛金が、退職給付費用を超過するという状態の継続 この原因により、年金資産が退職給付債務を超過する場合、当該超過額を退職給付債務から控除することはできず、「前払年金費用」として貸借対照表に計上する。 とを原因として、年金資産が年金制度の責任準備金等を超過する場合の超過額は、財政計算による掛金減少又は剰余金として企業に返還される場合がある。 この事象が実現するまでは、過去勤務債務又は数理計算上の差異の費用(減額)処理を行うに当たり前払費用(資産)及び利益として認識してはならない。
9. 複数事業主制度に係る計算手法	(1) 年金資産等の計算の合理的な基準	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務の比率の他、以下に例示する額についての制度全体に占める各事業主の比率によるものとする。 年金財政計算における数理債務から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額 年金財政計算における数理債務の額 掛金累計額 (注)、 の数理債務は、適格退職年金制度においては「責任準備金」と読み替える。
	(2) 年金資産の額を合理的に計算することができない場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないとき」とは、複数事業主制度において、事業主ごとに過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、一律的に掛金が適用されている場合をいう。(この場合は、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理する) ただし、次のいずれかに該当するときは年金資産の額が合理的に計算できないケースとはみなされない。 複数事業主の間において、類似した退職給付制度を有している場合 複数事業主制度において、親会社等の特定の事業所に属する従業員に係る給付が制度全体の中で著しく大きな割合を占めている場合 (注) なお、この場合でも、年金資産の額の注記が必要であるが、年金資産の額の計算を行う基準としては、以下のような指標の比率によるものとする。 制度の加入人数 制度の給与総額
10. 小規模企業等における簡便法	(1) 小規模企業の範囲と簡便法の適用	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、簡便法を適用できる小規模企業等とは、従業員数300人未満の企業をいう。 従業員数が300人以上でも、数理計算の結果に一定の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法によることができる。 (注)「従業員数」とは、退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味する。(複数の退職給付制度を有する場合は、制度毎に判定する) (注) 連結子会社であっても小規模企業に該当するときには、連結決算上、簡便法によることができる。

項目	論点	内容
10. 小規模企業等における簡便法	(2) 退職給付債務の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 各企業の実態から合理的と判断される方法を選択し、継続して適用する。(原則法又はより合理的と判断される方法に変更する場合を除く) 退職一時金制度 <ul style="list-style-type: none"> 新会計基準導入時に原則法による退職給付債務と自己都合要支給額との比(比較指数)を求め、期末自己都合要支給額に乘じる方法 平均残存勤務期間に基づく割引率及び昇給率の各係数を期末自己都合要支給額に乘じる方法(各係数は、公認会計士協会が表形式で提供) 期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法 企業年金制度 <ul style="list-style-type: none"> 新会計基準導入時に原則法による退職給付債務と財政計算上の責任準備金との比(比較指数)を求め、責任準備金に乘じる方法 在籍する従業員については、上記又はの方法により計算し、年金受給者及び待期者については財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法 直近の財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法 (注)退職一時金の一部を適格退職年金制度等に移行している場合は、次のいずれかによる。 <ul style="list-style-type: none"> 退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を上記の方法によりそれぞれ計算する方法 在籍する従業員については、企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体の自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については、財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法
	(3) 退職給付引当金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 退職一時金制度 簡便法による退職給付債務の額を退職給付引当金とする。 企業年金制度 簡便法による退職給付債務の額から年金資産の額を控除した金額を退職給付引当金とする。 ()直近の年金財政決算における公正な評価額を基礎として合理的に算定された金額を用いることができる。
	(4) 退職給付費用の計算方法	(期首退職給付引当金残高 - 退職一時金制度に係る当期退職給付額 - 企業年金制度への当期拠出額)の残高と、期末退職給付引当金との差額を当年度の退職給付費用とする。(注)会計基準変更時差異は、適用初年度の期首に認識し、当該差異を15年以内の一定期間内で費用処理する。
	(5) 簡便法から原則法への変更	・簡便法から原則法への変更は認めるが、原則法から簡便法への変更は従業員の著しい減少等、合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難になった場合又は退職給付の重要性が乏しくなった場合を除き認めない。
11. 会計基準変更時差異	(1) 定義	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計基準の適用初年度期首における、当該会計基準による退職給付引当金()と従来の会計基準により計上された退職給付引当金等()との差額のこと。 ()退職給付債務 - 年金資産の時価()退職一時金及び年金制度に関する従来の会計処理の結果として適用初年度の前年度末において事業主の貸借対照表に計上されている額 会計基準変更差異は、適用初年度の期首で算定する。 (注) ()には、企業年金制度の過去勤務債務等を費用認識した結果の未払金等、企業年金制度の年金掛金を前払いしたことによる未経過残高を含む。
	(2) 費用処理	・会計基準変更時差異は、通常の会計処理とは区分して、15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理する。 (注)一定の年数にわたる費用処理には、適用初年度に一括処理する方法も含まれる。
12. 退職給付信託の取扱い	(1) 設定日の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計基準の適用初年度前に退職給付信託に拠出した場合は、適用初年度の期首日に拠出したものとみなす。 退職給付会計基準の適用初年度の6ヶ月経過日前までに行う退職給付信託への拠出についても、適用初年度の期首日に行ったものとみなす。(信託資産の時価算定日を除く)
	(2) 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付信託は、事業主の保有資産を退職給付に充てる目的で直接受託機関に信託することを意味する。 これらの信託取引を退職給付会計基準のもとで年金資産とするには、当該資産が時価で年金資産として事業主から拠出されたと同様の会計処理を行うことが必要。
	(3) 会計基準変更時差異の取扱い	・11.(1)による会計基準変更時差異の金額から、退職給付信託への資産の時価による拠出額に等しい一時費用処理額を控除した金額を15年以内の一定年数で定期的に費用処理する。
13. 適用		<ul style="list-style-type: none"> 本報告は、平成12年4月1日以降開始する事業年度又は連結会計年度から適用する。 (注)企業年金に関する数理計算実施上の関係者の環境整備の状況から、当該年度から直ちに退職給付会計基準に基づく会計処理を適用することが困難と認められる事業主については、所定の注記を条件に平成13年4月1日以降開始する事業年度又は連結会計年度から適用することができる。
14. 厚生年金基金の代行部分の取扱い		・厚生年金基金の代行部分を退職給付会計基準で定める退職給付の対象外にする取扱いが妥当になるものと考えられる。